



神奈川県

KANAGAWA

中小企業の経営者様へ

理想に近づく、一手に。

令和6年度

# 中小企業生産性向上

# 促進事業費補助金

～ロボット、工作機械やシステム等の設備導入を支援します。～

中小企業が物価高騰や人手不足といった課題を乗り越えるには、「稼ぐ力」を安定・強化することが重要です。そこで、県は事業の売上増加や効率化など、生産性向上に資する設備の導入を支援します。

補助対象者

中小企業者

補助上限額

500万円  
下限額25万円

補助率

補助対象経費の

1/2以内

小規模事業者については

2/3以内

申請期間

2024年 4月1日(月)9:00～5月31日(金)17:00

申請方法

県ホームページをご確認ください。

神奈川県 生産性向上 補助金

検索



※原則e-kanagawa電子申請システムを使用して申請を行ってください。

裏面もぜひご覧ください

例えば、このような設備導入等に対して補助します。

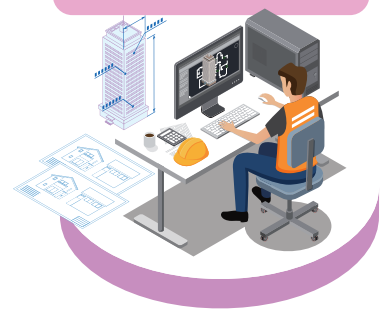
自動調理器の導入



工作機械や  
ロボットの導入



CADシステムの導入



生産性向上につながる **アイデアの実現** にご活用ください。

### 主な補助要件 その他の補助要件は、公募要領をご確認ください。

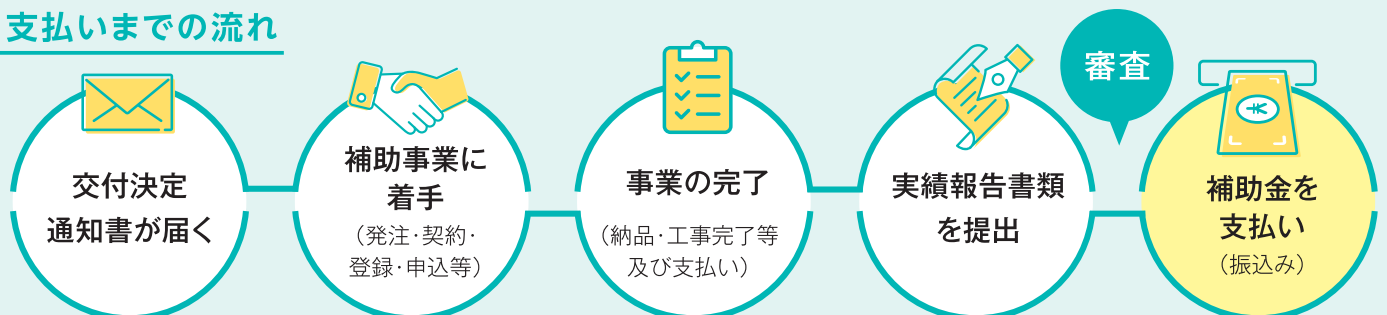
- ① 本公募要領に沿った事業であること
- ② 付加価値額を年率平均1.5%(3年で4.5%)以上増加させる計画であること
- ③ 給与支給総額を増加させること
- ④ 申請日時点で神奈川県内の事業所で実態のある事業を営んでいること
- ⑤ 補助事業に必要な発注は原則神奈川県内事業者に行うこと
- ⑥ 申請者が主体的に事業の遂行をすること
- ⑦ 営業許可等を受けている、又は補助事業完了までに許可等を取得する見込みがあること  
(行政庁の許可等が必要な業種の場合)
- ⑧ 公序良俗に反しない事業であること
- ⑨ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと
- ⑩ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第10条の規定に基づき、下記のいずれにも該当しないこと
  - ア：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
  - イ：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
  - ウ：法人にあっては、代表者又は役員のうちアに規定する暴力団員に該当する者があるもの
  - エ：法人格を持たない団体にあつては、代表者がアに規定する暴力団員に該当するもの

### 補助金の交付決定等

一定の審査基準に基づき審査内容の審査を行います。審査の結果、補助金の交付を決定した事業者には「交付決定通知書」、それ以外の事業者には「不交付決定通知書」を郵送します。



### 支払いまでの流れ



その他、詳しくは、県ホームページ掲載の公募要領をご確認ください。

申請・問合せ先 | 神奈川県生産性向上補助金事務局 (受託者: テルウェル東日本株式会社)

【ホームページ】 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/seisansei/r6.html>

TEL 045-315-3755 (受付時間: 平日 9:00~17:00\*) ※令和6年5月25日(土)と26日(日)は、問い合わせ対応を行います。

